介護サービス事業者
自主点検表
（平成１９年４月版）

特定福祉用具販売

及び

特定介護予防福祉用具販売

事業所番号

事業所の名称

事業所の所在地
(電話番号)

開設法人の名称

開設法人の代表者名

管理者名

記入者名

記入年月日　　平成　　年　　月　　日

介護サービス事業者自主点検表の作成について

1　趣　旨

入所者及び利用者に適切な介護サービス又は介護予防サービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、人員、設備及び運営に関する基準が守られているか常に確認することが必要です。

そこで県では、介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者ごとに、法令、関係通知及び国が示した介護保険施設等指導指針のうちの主眼事項着眼点を基に、自主点検表を作成し、運営上の必要な事項について、自主点検をお願いし、県が行う事業者指導と有機的な連携を図ることとしました。

2　実施方法

（1）毎年定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに、県へ提出してください。なお、この場合、控えを必ず保管してください。

（2）複数の職員で検討のうえ点検してください。

（3）点検結果については、実施後３年間の保管をお願いします。

（4）「いる・いない」等の判定については、該当する項目を○で囲ってください。

（5）判定について該当する項目がないときは、選択肢に二重線を引き、「事例なし」又は「該当なし」と記入してください。

（6）この自主点検表は特定福祉用具販売の運営基準等を基調に作成されていますが、指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、特定介護予防福祉用具販売についても特定福祉用具販売の運営基準等に準じて（特定福祉用具販売を特定介護予防福祉用具販売に読み替えて）一緒に自主点検してください。

なお、特定介護予防福祉用具販売事業につきましては、当該事業の指定を受けている事業所のみ自主点検してください。（特定介護予防福祉用具販売の利用者がいない場合でも、自主点検をしていただくものですが、利用者がいないため該当する項目がないなどの場合には上の（５）に従って記入してください）

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

・「法」	介護保険法（平成９年法律第１２３号）
・「平１１厚令３７」	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成１１年厚生労働省令第３７号）
・「平１１老企２５」	指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成１１年９月１７日：厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知）
・「平１２厚告１９」	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第１９号）
・「平１８厚令３５」	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成１８年３月１４日厚生労働省令第３５号）

介護サービス事業者自主点検表「特定福祉用具販売」目次

第１　基本方針 ---------- 1

第２　人員に関する基準 ---------- 1

第３　設備に関する基準 ---------- 3

第４　運営に関する基準 ---------- 3

第５　変更の届出等 ---------- １５

第６　その他 ---------- １５

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
第１　基本方針	１　特定福祉用具販売の基本方針 　要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとして行われていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第207条 法115条の3 第1項
	２　特定介護予防福祉用具販売の基本方針 　特定介護予防福祉用具販売の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとなっていますか。 いる　・　いない	平18厚令35 第281条
第２　人員に関する基準 １　専門相談員	事業者ごとに置くべき専門相談員の員数は、常勤換算で２人以上配置されていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第208条
	常勤換算方法とは、当該事業所の従業者の勤務延時間を当該事業所に置いて常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。	平11老企25号 第2-2-(1)
	特定福祉用具販売事業者が、特定介護予防福祉用具販売事業者、福祉用具貸与事業者、介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受けている場合であって、当該指定に係る事業所と特定福祉用具販売事業所が一体的に運営されている場合については、これらの事業における専門相談員の基準を満たすことをもって、特定福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができる。	平11厚令37号 第208条第2項

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
	＊　福祉用具専門相談員は、次のいずれかに該当すること。 ア　介護福祉士 イ　義肢装具士 ウ　保健師 エ　看護師 オ　准看護師 カ　理学療法士 キ　作業療法士 ク　社会福祉士 ケ　介護保険法施行令第３条第１項に規定する養成研修を修了した者 コ　福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる当該講習課程を修了し、当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該福祉用具専門相談員指定講習を修了した旨の証明証の交付を受けた者 ＊　ケの「介護保険法施行令第３条第１項に規定する養成研修」とは①１級課程又は２級課程②介護職員基礎研修課程をさす。	介護保険法施行令第3条の2 平11老企25号 第3-十一－1(1) 老振発第0331011号第1 施行規則第22条の31
2　特定介護予防福祉用具販売事業の福祉用具専門相談員	指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者、指定介護予防福祉用具貸与事業者、指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売事業とこれらの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、これらの事業における福祉用具専門相談員の基準を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができる。	平18厚令35 第284条第2項
3　管理者	事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。但し、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の業務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。 ・常勤の管理者を配置していますか。 いる　・　いない ・兼務の場合、当該事業所の管理に支障がないですか。 ない　・　ある ＊　以下の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは他の職務を兼ねることができる。 ア　当該事業所で福祉用具専門相談員として職務に従事する場合 イ　同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合	平11厚令37号 第209条 準用（平11老企25号第3－二－1(3)）

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
第３　設備に関する基準		
１　設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第210条第1項
	＊　購入申込の受付、相談等に対応するために適切なスペースを確保するものとする。	平11老企25号 第3-十二－2(1)
	＊　それぞれの事業の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。	平11老企25号 第3-十二－2(2)
２　特定介護予防福祉用具販売事業の設備及び備品等	指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、特定介護予防福祉用具販売事業と指定特定福祉用具販売事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定特定福祉用具販売事業における設備及び備品等の基準（上記１）を満たすことをもって、特定介護予防福祉用具販売事業における当該基準を満たしているものとみなすことができる。	平18厚令35 第284条第2項
第４　運営に関する基準		
１　内容・手続きの説明及び同意	サービス提供に際し、利用申込者又はその家族に対し、サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供について利用申込者の同意を得ていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第216条 準用(第8条)
	＊　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書の内容は、以下の項目等である。 ア　運営規程の概要 イ　専門相談員の勤務の体制 ウ　事故発生時の対応 エ　苦情処理の体制　等	平成11老企25号 第３－一二－３(6) 準用（平成11老企25号第3-一-3(1)）
	＊　わかりやすい説明書やパンフレット等を交付して、懇切丁寧に説明を行い、同意を得ること。	
	＊　同意は利用者及び特定福祉用具販売事業者双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましい。	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令
2　提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んではいませんか。 いない　・　いる ＊　サービスの提供を拒む場合の正当な理由とは、次の場合である。 ア　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 イ　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ウ　その他利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難な場合	平11厚令37号 第216条 準用(第9条) 平成11老企25号 第３－一二－３ (6) 準用（平成11老企25号第3-一-3(2))
3　サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合には、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具販売事業者等の紹介、その他必要な措置を速やかに講じていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第216条 準用(第10条) 準用（平成11老企25号第3-一-3(3))
4　受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定等の有無及び有効期間を確認していますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第216条 準用(第11条) 準用（平成11老企25号第3-一-3(4))
	(2) 被保険者証に認定審査会の意見の記載がある場合には、当該意見に配慮してサービスを提供していますか。 いる　・　いない	
5　要介護認定等の申請に係る援助	(1) 要介護認定等の申請が行われていない場合には、利用者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第216条 準用(第12条) 準用(平成11老企25号第3-一-3(5))
	(2) 要介護認定等の更新の申請が、遅くとも有効期間が終了する３０日前までにはなされるよう、必要な援助を行っていますか。 いる　・　いない	
6　心身の状況等の把握	サービス提供に当たっては、サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第216条 準用(第13条)
7　居宅介護支援事業者との連携	(1) サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者、その他のサービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第216条 準用(第14条)
	(2) サービス提供の終了に際しては、利用者又は、その家族に対して適切な相談又は助言を行い、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供、その他のサービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。 いる　・　いない	

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
8　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第216条 準用(第16条)
9　居宅サービス計画の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っていますか。 いる　・　いない ＊　サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領として利用する場合には、支給限度内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い、その他必要な援助を行わなければならない。	平11厚令37号 第216条 準用(第17条) 準用(平成11老企25号第3－一－3(7))
10　身分を証する書類の携行	従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者から求められたときは、これを提示すべき旨の指導をしていますか。 いる　・　いない ＊　身分を証する書類とは、身分を明らかにする証書や名札等である。 ＊　当該証書等は、当該事業所の名称、当該専門相談員の氏名が記載されていること。専門相談員の職能を記載するものとし、写真の貼付を行うことが望ましい。	平11厚令37号 第216条 準用(第18条) 準用(平成11老企25号第3-一-3(8))
11　サービス提供の記録	(1) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。 いる　・　いない ＊ 記載すべき事項には、次にあげるものが考えられる。 ア　サービスの提供日 イ　種目及び品名 ウ　利用者の心身の状況 エ　その他必要な事項	平11厚令37号 第211条 平成11老企25号 第３－一二－３ (1)
	(2) 提供した具体的なサービスの内容等を記録は、２年間保存していますか。 いる　・　いない	

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
12　販売費用額等の受領	(1) サービスの提供をした際には、当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（販売費用の額）の支払を受けていますか。 いる　・　いない ＊「販売費用の額」とは現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額であり、その費用には、通常の実施地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費等が含まれることとする。	平11厚令37号第212条第1項 平成11老企25号第３－一二－３(2)①
	(2) (1) の額の支払いを受けるほか、次の費用の額の支払いを受けることができる。 ア　通常の事業の実施地域以外の地域において特定福祉用具販売を行う場合の交通費 イ　特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ＊　保険給付となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の徴収は認められない。 費用の額の受領を行う場合適切に行っていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号第212条第2項 平成11老企25号第３－一二－３(2)②
	(3) 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、予め、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号第212条第3項
13　保険給付の申請に必要な書類等の交付	特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次の事項を記載した書面を利用者に対して交付していますか。 いる　・　いない ＊　利用者に対して交付すべき書類に記載する事項 ・　当該特定福祉用具販売事業所の名称 ・　提供した用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書 ・　領収書 ・　当該用具のパンフレットその他当該用具の概要	平11厚令37号第213条 平成11老企25号第３－一二－３(3)
14　特定福祉用具販売の基本取扱方針	(1) 特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう適切に行っていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号第216条 準用(平11厚令37号第198条)
	(2) 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を販売していますか。 いる　・　いない	
	(3) 自ら提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 いる　・　いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令
15　特定福祉用具販売の具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、利用料金等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第214条第1項第1号
	(2) サービスの提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態に関し、点検を行っていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第214条第1項第2号
	(3) サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、必要に応じて当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第214条第1項第3号
	＊　特に、腰掛け便座・特殊尿器等の、使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。 ＊　「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。	平成11老企25号 第３－一二－３(4)②
	(4) 居宅サービスに指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由を記載するとともに、必要な措置を講じていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第214条第1項第4号
	＊　主治医からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。	平成11老企25号 第３－一二－３(4)③
	(5) 居宅サービス計画が作成されていない場合、居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認していますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第214条第1項第5号
	＊　福祉用具専門相談員は、居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されているかを確認しなければならない。	平成11老企25号 第３－一二－３(4)④

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令
16　特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針	(1) サービス提供は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われていますか。 いる　・　いない	平18厚令35 第290条第1項 平11老企25号 第4-三-12(1)①
	(2) 自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 いる　・　いない	平18厚令35 第290条第2項
	(3) サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援をすることが目的とするものであることを常に意識していますか。 いる　・　いない	平18厚令35 第290条第3項
	(4) 利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか。 いる　・　いない	平18厚令35 第条第4項 平11老企25号 第4-三-12(1)②
17　特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。 ①　上記によりサービスの提供を行っていますか。 いる　・　いない ②　目録等の文書により情報を提供していますか。 いる　・　いない ③　個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ていますか。 いる　・　いない	平18厚令35 第291条第1項第1号 平11老企25号 第4-三-12(2)①
	(2) サービスの提供に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行っていますか。 いる　・　いない	平18厚令35 第291条第1項第2号
	(3) サービスの提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っていますか。 いる　・　いない	平18厚令35 第291条第1項第3号
	＊　特に、腰掛け便座・特殊尿器等の、使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等、利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。 ＊　「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。	平11老企25号 第4-三-12(2)②

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令
	(4) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講じていますか。 いる ・ いない ＊ 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置づけられる場合、主治医等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、担当職員は当該計画へ福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて「利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う」ことを基本として、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。	平18厚令35 第291条第1項第4号 平11老企25号 第4-三-12(2)③
	(5) 介護予防サービス計画が作成されていない場合には、介護予防福祉用具購入費の支給の申請に係る福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認していますか。 いる ・ いない	平18厚令35 第291条第1項第5号 平11老企25号 第4-三-12(2)④
18 利用者に関する市町村への通知	(1) 利用者が、正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるときには、遅滞なく意見を付して市町村に通知していますか。 いる ・ いない	平11厚令37号 第216条 準用(第26条)
	(2) 利用者が偽り又は不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときには、遅滞なく意見を付して市町村に通知していますか。 いる ・ いない	
19 管理者の責務	(1) 管理者は当該事業所の従業者の管理及びサービスの利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。 いる ・ いない	平11厚令37号 第216条 準用(第52条)
	(2) 管理者は、当該事業所の従業者に当規定を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 いる ・ いない	

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
20　運営規程	事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定（以下、「運営規程」という。）を定めておかなければならない。 ＊　運営規程には、次の事項を定めるものとする。 ア　事業の目的及び運営の方法 イ　従業者の職種、員数及び職務内容 ウ　営業日及び営業時間 エ　福祉用具販売の提供方法、取り扱う種目及び販売費用の額その他の費用の額 オ　通常の事業の実施地域 カ　その他運営に関する重要事項 ＊　エの「福祉用具販売の提供方法」は、福祉用具の選定の援助、納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。 「販売費用の額」としては、現に当該福祉用具の購入に要した費用の額、「その他の費用の額」としては、徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものである。 また、個々の福祉用具の販売費用の額等については、その額の設定の方式及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。 ＊　オの「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとする。 ＊　カの「その他運営に関する重要事項」には、標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。 運営規程は適切に定められていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第216条 準用(第200条) 平11老企25号第3－十二－3(6)③
21　勤務体制の確保等	(1) 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。 ①　月ごとの勤務表を作成していますか。 いる　・　いない ②　福祉用具専門相談員について、勤務の体制を定めていますか。 いる　・　いない ＊　専門相談員については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務等を勤務表上明確にすること。	平11厚令37号 第216条 準用(第101条) 平11老企25号第3－十二－3(6)②イ

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令
	(2) 特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については福祉用具専門相談員が担当していますか。 いる ・ いない ＊ 特定福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが、特定福祉用具に係る運搬等の利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められる。	平11老企25号第3－十二－3(6)②ロ
22 適切な研修の機会の確保	専門相談員の資質向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保していますか。 いる ・ いない ＊ 福祉用具専門相談員は、常に最新の専門知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならない。	平11厚令37号第216条 準用(平11厚令37号第201条) 準用(平11老企25号第3－十一－3(5))
23 福祉用具の取扱種目	利用者の身体状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしていますか。 いる ・ いない	準用（平11厚令37号第202条）
24 衛生管理等	(1) 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 いる ・ いない	準用（平11厚令37号第31条）
	(2) 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理を行っていますか。 いる ・ いない	
25 掲示及び目録の備え付け	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 いる ・ いない	準用（平11厚令37号第204条）
	(2) 利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所にその取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けていますか。 いる ・ いない	

自主点検項目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	根拠法令
26　秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。必要な措置を講じていますか。 いる　・　いない ＊　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者との雇用契約時に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じるべきものとする。	平11厚令37号第216条(第33条)
	(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 いる　・　いない	
	(3) サービス担当者会議において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合には、予め文書による同意を得ていますか。 いる　・　いない ＊　この同意はサービス提供時に利用者及びその家族から包括的同意を得ておくことで足りるものである。	
	(4)「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。 いる　・　いない **「個人情報の保護に関する法律」**の概要 ア　利用目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を取り扱うこと イ 個人情報は適正な方法で取得し、取得時に本人に対して利用目的の通知又は公表をすること ウ 個人データについては、正確かつ最新の内容に保つように努め、安全管理措置を講じ従業者及び委託先を監督すること エ あらかじめ本人の同意を得なければ、第三者に個人データを提供してはならないこと オ 保有個人データについては、利用目的などを本人の知り得る状態に置き、本人の求めに応じて開示・訂正・利用停止等を行うこと カ　苦情の処理に努め、そのための体制の整備をすること **「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」**より 医療・介護関係事業者は、個人情報を提供してサービスを受ける患者・利用者から、その規模によらず良質かつ適切な医療・介護サービスの提供のために最善の努力を行う必要があること等から、本ガイドラインにおいては、個人情報取扱事業者としての法令上の義務を負わない医療・介護事業者にも本ガイドラインを遵守する努力を求めるものです。	個人情報の保護に関する法律(平15年法律第57号) 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(平16.12.24厚労省)

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
27　広告	運営規程等と比較して、広告内容に虚偽、誇大な表現がありませんか。 ない　・　ある	平11厚令37号 第216条 準用(第34条)
28　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、特定の事業者を利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 いない　・　いる	平11厚令37号 第216条 準用(第35条)
29　苦情処理	(1) サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第216条 準用（第36条)
	＊　必要な措置とは、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講じる措置の概要について明らかにし、サービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示すること等である。	平11老企25号 第3-二-3(23)①
	(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。 いる　・　いない	準用（第36条第2項） 平11老企25号 第3-二-3(23)②
	(3) 事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。 いる　・　いない	準用（平成11老企25第3-二-3(23)③）
	(4) 提供したサービスに対する市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 いる　・　いない	準用（第36条第3項）
	(5) 市町村からの求めがあった場合には、(4) の改善の内容を市町村に報告していますか。 いる　・　いない	準用（第36条第4項）
	(6) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 いる　・　いない	準用（第36条第5項）
	(7) 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(6)の改善内容を報告していますか。 いる　・　いない	準用（第36条第6項）

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
30　事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 いる　・　いない ＊　事故が発生した場合の対応方法を予め定めておくことが望ましい。 ＊　事故が発生した場合、その原因を解明し、その再発生を防ぐための対策を講じること。	平11厚令37号 第216条 準用(第37条) 準用（平11老企25号第3-二-3(24)①） 準用（平11老企25号第3-二-3(24)③）
	(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。 いる　・　いない	
	(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なっていますか。 いる　・　いない 損害賠償保険に加入又は賠償資力を有していますか。 いる　・　いない ＊　速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入、又は賠償資力を有することが望ましい。	
31　会計の区分	(1) 事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。 いる　・　いない	平11厚令37号 第216条 準用(第38条) 準用（平11老企25号第3-二-3(25) 平13老振18号
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われているか。 いる　・　いない	
32　記録の整備	(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 いる　・　いない	平11厚令37第215条第1項
	(2) 利用者に対するサービスに関する次に掲げる諸記録を整備し、その完結の日から２年間保存していますか いる　・　いない ＊　整備すべき諸記録とは以下のとおり ①　提供した具体的なサービスの内容等の記録 ②　市町村への通知に係る記録 ③　苦情の内容等の記録 ④　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平11厚令37第215条第2項 平11老企25号第3-十二-3(5)

自主点検項目	自　主　点　検　の　ポ　イ　ン　ト	根拠法令
第５　変更の届出等	事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、または指定福祉用具販売事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、１０日以内に知事に届け出していますか。 いる　・　いない ＊「その他厚生労働省令で定める事項」とは次に掲げる事項です。 ア　事業所の名称及び所在地 イ　申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所等 ウ　申請者の定款、寄付行為等及びその登記簿の謄本又は条例等（当該事業に関するものに限る） エ　事業所（当該事業所の所在地以外の場所に事業の一部を行う施設を有するときは、当該施設を含む。）の平面図及び設備の概要 オ　事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 カ　運営規程 キ　役員の氏名、生年月日及び住所	法第75条 施行規則131条(規則125条第1項参照)
第６　その他 ワムネットの活用	福祉保健医療情報ネットワークシステム（ワムネット）を活用していますか。 いる　・　いない 介護保険制度に関する国・県などの最新情報の入手や事業者の情報発信などに便利なワムネットは、登録するだけでインターネットで利用できます。 ＊ ワムネットの利用登録は、ホームページ上で行います。 （ＵＲＬ）http：//www.wam.go.jp/	